

山村振興推進本部設置要綱

(目的)

第1条 三河山間地域（合併前の新城市、鳳来町、作手村、設楽町、豊根村、富山村、津具村、額田町、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町及び稲武町並びに東栄町の区域）の振興を総合的に推進することを目的として、山村振興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 三河山間地域で深刻化している課題の把握、解決策の検討・具体化
- (2) 三河山間地域の長期的、総合的な振興の指針の調製、推進
- (3) 前2項に掲げるもののほか、三河山間地域振興に係る調整

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事をもって充てる。
- 4 本部員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、予め本部長が指名する者が職務を代理する。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集する。

(幹事会)

第5条 本部での業務について、より具体的に調整、検討するため本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長に事故があるときは、予め幹事長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 幹事長は必要に応じて幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、市町村課地域振興室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

本 部	幹 事 会
<p>本部長 知事</p>	<p>幹事長 総務部長</p>
<p>副本部長 副知事</p>	
<p>本部員 政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 企業庁長 教育長 豊川水系対策本部副本部長 西三河県民事務所長 東三河総局新城設楽振興事務所長</p>	<p>幹 事 企画課長 総務課長 市町村課長 市町村課地域振興室長 人事管理監兼人事課長 防災危機管理課長 県民総務課長 環境政策課長 福祉総務課長 医療計画課長 産業政策課長 労働福祉課長 観光振興課長 農政課長 農林総務課長 建設企画課長 都市計画課長 住宅計画課長 スポーツ振興課長 企業庁総務課長 教育委員会総務課教育企画室長 水資源課長 西三河県民事務所産業労働課長 東三河総局新城設楽振興事務所 山村振興課長</p>